

入札に係る留意事項について

1 入札書

入札に際しては、代表者が応札する。それ以外の者については、委任状を提出することとする。

2 入札記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金

入札金額の100分の5以上の金額を県に納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合については入札保証金の納付が免除される。（ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償として見積金額の100分の5以上の金額を県に納付しなければならない。）

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約の履行証明書（2件以上）を提出する場合。
*契約書の写しをもって履行証明書としても可とする。

4 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を県に納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合については契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去2年間の間に本県若しくは本県以外の国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約の履行証明書（2件以上）を提出する場合。
*契約書の写しをもって履行証明書としても可とする。

5 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(入札心得)

- 1 入札は、代表者が行うのが原則です。
- 2 入札書、委任状は、規則で定められたものを使用する。
- 3 代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出すること。
- 4 入札者の記名、押印、入札項目、日付等誤りのないように確認してください。
- 5 入札者は、入札書を一旦入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引換え変更又は取消をすることができません。

(無効入札)

下記事項に該当する入札は、無効となります。

- 1 競争に参加する資格を有しない者の行った入札
- 2 委任状を持参しない代理人の行った入札
- 3 入札書の表記金額を訂正した入札
- 4 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- 5 入札条件に違反した入札
- 6 その他不正行為があった入札